

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月

ねんきん定期便を見たら、国民年金保険料が1か月未納になっていた。国民年金保険料を納付するのは当然だと思っており、加入期間については、ちゃんと払っていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料は、ちゃんと払うのが当然だと思っていたので、申立期間についても納付したはずである。」としており、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、昭和48年3月に国民年金に加入して以降、申立期間以外に未納は無く、保険料の納付日をもみても、納付期限に対し余裕をもった納付が行われていたことが確認できることから、保険料納付に対する意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は1回かつ1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年5月

平成18年度分の国民年金保険料は、前納により納付したが、その後、厚生年金保険の加入期間と重複しているとして還付された。しかし、申立期間については、厚生年金保険の加入期間と重複していないため、還付処理は誤りであり、申立期間の納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の平成18年度分の国民年金保険料は、一旦納付された後、厚生年金保険の加入期間と重複することを理由として、平成18年7月21日付けで還付決定されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、平成18年5月22日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年6月23日に再取得しており、申立期間は国民年金の強制加入被保険者としての期間であることから、当該期間の保険料を還付する合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を平成13年7月から同年9月までは38万円、同年10月から14年2月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年4月
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年1月1日から同年2月1日まで
② 平成13年7月1日から14年3月26日まで

申立期間①及び②について、給与明細書で確認できる給与支給額、保険料控除額に比べ、標準報酬月額が低額となっている。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持する給与明細書から、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を、A社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散しており、事業主も他界しているため、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の申立期間のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成13年7月から同年9月までは38万円、同年10月からは41万円と記録されていたところ、同年11月27日付けで、遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の登記簿謄本において、申立人は当該期間当時、役員であったことが確認できるが、複数の元同僚は、「申立人の当該事業所における業務は自動車の修理であり、社会保険に係る事務は行っていなかった。」と証言しており、当該期間に係る雇用保険の加入記録を有していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、当該事業所は既に解散しており、事業主も他界しているため、当時の状況を聴取することができないが、当該事業所の社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、「経営が厳しく、当時、『社会保険事務所の徴収課の方と、保険料の納付について相談している。』と社長から聞いていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成13年11月27日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の同年7月から14年2月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初届出たとおり、13年7月から同年9月までは38万円、同年10月から14年2月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年10月1日から13年10月1日までの期間、15年5月1日から同年6月1日までの期間及び17年1月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、12年10月から13年9月までは22万円、15年5月及び17年1月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年12月20日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録を44万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から13年10月1日まで
② 平成15年4月1日から16年1月1日まで
③ 平成17年1月1日から同年9月1日まで
④ 平成15年6月30日
⑤ 平成15年12月20日
⑥ 平成17年6月20日

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間①から③までの標準報酬月額と、申立期間④から⑥までの標準賞与額は、私の給与から控除されていた厚生年金保険料により逆算した標準報酬月額や標準賞与額よりも低くなっていた。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までに係る標準報酬月額、及び申立期間④から⑥までに係る標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保

険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間①から③までのうち、平成12年10月1日から13年10月1日までの期間、15年5月1日から同年6月1日までの期間及び17年1月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及びA社の顧問税理士事務所が保管する申立人に係る給与台帳において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成12年10月から13年9月までは22万円、15年5月及び17年1月から8月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑤に係る標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書及びA社の顧問税理士事務所が保管する申立人に係る賞与台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年12月20日については44万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額及び賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成15年4月及び同年6月から同年12月までの標準報酬月額並びに申立期間④及び⑥に係る標準賞与額については、給与明細書で確認できる報酬月額又は賞与額、及び保険料控除額に見合う標準報酬月額又は標準賞与額は、オンライン記録の標準報酬月額又は標準賞与額と一致又は超えていないことが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を平成2年8月から4年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年2月17日であると認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月1日から5年1月31日まで
② 平成5年1月31日から同年2月17日まで

年金事務所から連絡を受けて、申立期間①の標準報酬月額が低いことに気がついた。給料は約30万円支払われていたので、記録を訂正してほしい。

また、平成5年1月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録になっているが、A社を退職したのはそれより後なので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年8月から4年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは32万円と記録されていたところ、4年3月6日付けで、2年8月及び同年9月が22万円に、同年10月から4年9月までの期間が20万円に、また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年1月31日以降の同年2月17日付けで、3年4月から4年12月までの期間が8万円に訂正されており、申立人と同様に複数の役員及び従業員についても標準報酬月額を遡って引き下げられていることが確認できる。

また、申立人及び複数の同僚は、給与の遅配があるなど、経営状況は良くなかったとしており、元取締役は、給与は遅れながら支払われており、保険料を払える状態ではなかったと証言している。

さらに、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、複数の役員が、「社会保険手続等は社長が行っていた。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成2年8月から4年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは32万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日は平成5年1月31日と記録されており、当該資格喪失処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年1月31日以降の同年2月17日に行われていることが確認でき、これは、上記の申立期間①における2回目の訂正処理日と同日であり、同処理との一体性が認められる。

また、役員及び同僚の証言から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年1月31日において、事業は継続しており、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、資格喪失の処理が行われた同年2月17日とするのが妥当である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、当該事業所における平成4年12月の訂正前のオンライン記録から32万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 60 年 2 月まで
勤めていた会社を退職後、自分で昭和 52 年から会社を経営していた。しかし、個人経営のため国民年金に加入して保険料も納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時期を記憶しておらず、保険料を納付していたとするその妻から聴取しても、当時の記憶は曖昧であることから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 4 月に払い出されており、この時点で申立期間の大半は時効により納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立期間と同期間について、申立人と同様、未加入及び未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から同年7月まで

会社を退職したため、市の出張所で年金の手続を行ったが、その際、窓口の職員から申立期間が未納となっていることを知らされ、その保険料を後になって支払ったことを覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和54年8月に国民年金の加入手続を行った際、窓口の職員から、申立期間の保険料が未納であると言われ、後日納付した。」としているが、申立人が所持する年金手帳及び市の国民年金被保険者名簿から、申立人が昭和54年8月29日に国民年金に任意加入したことが確認でき、任意加入の場合、制度上、遡って加入することはできず、加入手続を行った日が資格取得日となることから、申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であった申立人の夫の厚生年金保険被保険者原票から、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日（昭和54年5月16日）に健康保険の被扶養配偶者となっていることが確認できることから、申立人が昭和54年8月29日付けで国民年金に任意加入していることに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から同年9月までの期間及び同年11月から11年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月から同年9月まで
② 平成8年11月から11年2月まで

申立期間当時、夫が失業して収入が無くなり、おじから、申請すれば遡って国民年金保険料の免除が受けられると聞いたので、A市役所で夫婦二人分の免除申請をした。その後、申立期間中に2、3回免除申請をしたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成8年6月に入籍した後、しばらくして夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行い、その後、2、3回免除申請をした記憶がある。」としている。

しかしながら、申立期間②の途中である平成9年1月に基礎年金番号制度が導入され、その時点で加入していた国民年金や厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号となったが、オンライン記録によると、申立人の夫については、4年4月に付与された厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号となっていることから、申立期間のうち9年1月より前の期間においては、国民年金被保険者ではなかったと考えられ、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行っていたとは考え難い。

また、申立期間当時の制度では、国民年金保険料の申請免除は、申請した日の属する月の前月から承認されることとなっており、申立期間のうち平成8年11月以前の期間について、遡って免除承認を受けた可能性は考え難い。

さらに、申立期間のうち平成9年1月以降の期間については、国民年金保険料の収納事務が電算処理化され、基礎年金番号制度が導入された後の期間

であり、基本的には記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立人夫婦の複数回にわたる免除申請の記録が、全て欠落したとする可能性は低いと言わざるを得ない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、このほかに申立期間の保険料について、免除承認を受けていたことが確認できる関連資料は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から同年9月までの期間、及び同年11月から11年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月から同年9月まで
② 平成8年11月から11年2月まで

申立期間当時、失業して収入が無くなり、おじから、申請すれば遡って国民年金保険料の免除が受けられると聞いたので、妻がA市役所で夫婦二人分の免除申請をした。その後、妻が、2、3回免除申請をしたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「平成8年6月に入籍した後、しばらくして夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行い、その後、2、3回免除申請をした記憶がある。」としている。

しかしながら、申立期間②の途中である平成9年1月に基礎年金番号制度が導入され、その時点で加入していた国民年金や厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号となったが、オンライン記録によると、申立人については、4年4月に付与された厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号となっていることから、申立期間のうち9年1月より前の期間においては、国民年金被保険者ではなかったと考えられ、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行っていたとは考え難い。

また、申立期間当時の制度では、国民年金保険料の申請免除は、申請した日の属する月の前月から承認されることとなっており、申立期間のうち平成8年11月以前の期間について、遡って免除承認を受けた可能性は考え難い。

さらに、申立期間のうち平成9年1月以降の期間については、国民年金保険料の収納事務が電算処理化され、基礎年金番号制度が導入された後の期間

であり、基本的には記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立人夫婦の複数回にわたる免除申請の記録が、全て欠落したとする可能性は低いと言わざるを得ない。

加えて、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、このほかに申立期間の保険料について、免除承認を受けていたことが確認できる関連資料は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

平成6年3月に入社した会社から、申立期間の国民年金保険料が未納であることを知らされ、会社を通じて加入手続をしてもらい、保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成6年4月に入社した会社から、申立期間の国民年金保険料が未納であると知らされたため、会社を通じて国民年金の加入手続をしてもらい、担当者に保険料を渡し、納めてもらった。」と主張しているが、会社に聴取したところ、「社員の国民年金加入手続及び保険料納付を代行するようなことはしていない。」と回答しており、その主張とは相違する。

また、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間となっている上、申立人が当時、居住していた市町村では、申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在しないとしているなど、当該期間において、国民年金に加入した形跡がうかがえないことから、納付書が交付されていたとは考え難い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、このほかに申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1430 (事案 1046 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 17 日から 39 年 4 月 5 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、この間、A社に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時の同僚についての具体的な記憶から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、申立人が記憶する同僚二人を含む複数の同僚は、申立人について覚えておらず、申立人の勤務状況等について証言を得ることができないこと、また、当該事業所は既に解散しており、事業主を特定することができず、申立期間における厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することができないことなどから、既に平成 22 年 7 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、オンライン記録によると、昭和 40 年 2 月 4 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていたA社が、同日付けでB社（現在は、C社）として引き続き厚生年金保険の適用事業所となっていたことが判明したことから当該事業所に照会したところ、A社から継続して管理されている健康保険組合員名簿に申立人の氏名は無いと回答している。

また、オンライン記録によると、上記のとおり社名はB社となり厚生年金保険被保険者整理記号が変更されたものの、A社における整理番号は継続して使用されており、当該番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 26 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 36 年 1 月に A 社 B 工場で採用されたものの、同工場が完成までの期間は当時本社であった同社 C 工場に技術習得のため勤務し、B 工場が完成後は、同工場で勤務した。ところが、その間のうちの申立期間について年金記録が無い。一部上場企業が従業員を健康保険厚生年金保険に加入させないことは無いと思うので厚生年金保険の加入期間に算入してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主及び複数の同僚の回答から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が提出した「A 社入社 2 期生 D 会名簿」で名前が確認できる同僚 22 人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、いずれも申立人と同じ昭和 36 年 9 月 1 日となっている。

また、オンライン記録において、昭和 36 年 1 月に勤務したとする A 社 C 工場の健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、複数の同僚は申立期間について、「厚生年金保険の被保険者では無かった。」と証言している。

加えて、事業主は、社会保険の加入について当時の資料は無く、不明である旨回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 26 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 36 年 1 月に昭和 A 社 B 工場で採用されたものの、同工場が完成までの期間は当時本社であった同社 C 工場に技術習得のため勤務し、B 工場が完成後は、同工場で勤務した。ところが、その間のうちの申立期間について年金記録が無いので厚生年金保険の加入期間に算入してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び回答から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の同僚が提出した「A 社入社 2 期生 D 会名簿」で名前が確認できる同僚 22 人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、いずれも申立人と同じ昭和 36 年 9 月 1 日となっている。

また、オンライン記録において、昭和 36 年 1 月に勤務したとする A 社 C 工場の健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、複数の同僚は申立期間について、「厚生年金保険の被保険者では無かった。」と証言している。

加えて、事業主は、社会保険の加入について当時の資料は無く、不明である旨回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1433 (事案 85 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 20 日から 22 年 5 月 20 日まで
戦後、昭和 20 年 9 月から A 事業所 B 支部に勤務していた。働き始める際、上司から、厚生年金保険料は全額国庫負担であると聞かされたので、申立期間について、厚生年金保険料は控除されていなかったが、被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が提出した当時の写真等から、申立人が申立期間当時、A 事業所 B 支部に勤務していたことは推認できるものの、同種の勤務形態であったとする同僚は、いずれも申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、ほかに申立人の主張内容を裏付ける資料が見当たらないことなどから、既に平成 20 年 9 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回申立て時と同様、「A 事業所 B 支部で働き始める際、上司から、厚生年金保険料は全額国庫負担であると聞かされた。当時、A 事業所の業務は国策だったので、保険料を国が負担したり、国民年金のように、追納したりする制度があったのではないか。」などと主張しているが、申立期間当時、そのような制度が存在した事実は確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 6 日から平成 20 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の記録は、昭和 58 年 10 月 10 日から 60 年 12 月 5 日まで被保険者となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致している上、当該名簿には、昭和 60 年 12 月 9 日付けの健康保険証の返納記録も確認できる。

さらに、事業主は、「申立人は、昭和 58 年 10 月 10 日から 60 年 12 月 5 日までは正社員で厚生年金保険に入っていたが、その後は勤務形態を変えて働き、厚生年金保険にも加入しなかった。それは本人も承知の上だったと思う。」としているところ、申立人も、「いつからかは覚えていないが、そのようなことがあった。」と回答している。

加えて、申立人はB市において、平成 15 年 7 月 12 日から 21 年 9 月 10 日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。